

参考様式第5-1号

藤沢市 第 9148 号
令和 6 年 3 月 29 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

藤沢市長 鈴木 恒夫

市町村名 (市町村コード)	藤沢市 (14205)
地域名 (地域内農業集落名)	六会地区(亀井野) (亀井野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月31日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農家の高齢化、担い手不足の深刻化に伴い、遊休農地が増加し、周辺農地に影響が出ていることからも、地域全体で農地を利用する仕組みの構築が課題である。
また、耕地整備がされていないため、農作業の効率にも課題がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・亀井野地区の特産品・名産品をつくる(例えば藤稔のようなもの)。
- ・地域的付加価値を付けた農産物の生産を行っていく。
- ・田から畠への転換の検討を行う。
- ・意欲ある農家のために農地集約、農業環境の整備を進める。
- ・売り先との関係性の築き方を再検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

区域については引き続き調整を進める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

認定農業者や新規就農者を中心に、営農意欲の高い担い手への農地集積を段階的に進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構が機能していくのか不安を抱いている方も多いため、制度周知をしながら、集積集約に向けて活用していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、必要な基盤整備により、農業生産効率の向上を図っていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を確保する。また、先進的な農業経営体から生産技術や経営管理を学ぶ機会を設け、地域として農業経営の改善に取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域の必要に応じて、農作業委託の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】